

Biz NISSAN CARD CORPORATE 会員特約

第1条 名称

本カードは、株式会社日産フィナンシャルサービス（以下「当社」という。）と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が提携して発行するもので「Biz NISSAN CARD CORPORATE」（以下「カード」という。）と称します。

第2条 会員

1. 本特約及び別途JCBの定めるJCB会員規約（以下あわせて「規約等」という。）を承認のうえ入会を申し込み、当社及びJCB（以下「両社」という。）が認めた官公庁、企業、団体又は個人事業主（以下「法人等」という。）を法人会員といたします。
2. 法人会員が予めカードの使用者として指定し、規約等を承認のうえ入会を申し込み、両社が認めた方をカード使用者といい、JCBはカード使用者に本カードを貸与します。
3. 法人会員とカード使用者をあわせて会員といたします。
4. カード使用者のカード使用による代金の支払い、その他カードより生ずる一切の責任は法人会員が負うものとします。

第3条 年会費

法人会員は、当社に対して所定の年会費を支払う場合は、JCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条 付帯サービスと利用

1. 当社（本条においては当社が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービス（以下「付帯サービス」という。）及びその内容については、当社が書面その他の方法により通知又は公表します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、付帯サービスを利用できない場合があることをあらかじめ承認します。
3. 会員は、当社が必要と認めた場合には、当社が付帯サービス及びその内容を変更することをあらかじめ承認します。
4. 会員は、当社が提供する付帯サービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

第5条 届出事項等の提供

1. 会員が、当社又はJCBに対して届け出た法人名、法人代表者名、所在地、電話番号、氏名、住所等について変更があり、当社又はJCBの一方に対して変更の届け出をした場合には、当該届け出情報を、当社及びJCBの間で相互に提供することに、会員はあらかじめ同意します。
2. 会員が退会又は会員資格を喪失した場合は、当該事実を、当社及びJCBの間で相互に提供することに、会員はあらかじめ同意します。

第6条 カード番号、利用内容の提供

会員は、当社が第9条から第17条までに定める目的で会員情報を利用する場合において、カード発行日、カード番号、カード有効期限及び本カードの利用内容を、当社がJCBから提供を受けることにあらかじめ同意します。

第7条 会員資格の喪失

会員が当社会員資格又はJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第8条 JCB会員規約と本特約の関係

本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

第9条 会員情報の収集、保有、利用

1. 会員は、当社が会員管理、付帯サービス提供及び会員からの問合せ対応等のため、並びにクレジット、リース、クレジットカード、保険、ローン、その他当社が取扱う商品（以下「当社の商品等」という。）の与信判断のため、以下の情報（以下「会員情報」という。）を保護措置を講じたうえで収集、利用することに同意します。
 - ①会員の名称・氏名（代表者名を含む）、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先に関する情報等の属性情報（当社がJCBから提供を受ける属性情報を含む）。
 - ②入会申込日、並びに本特約に基づき当社がJCBから提供を受けるカード発行日、カード番号、カード有効期限、退会日等の契約内容に関する情報、及び本カードの利用内容に関する情報。
 - ③付帯サービスの利用状況に関する情報。
 - ④当社が会員の本人確認のために収集した書類等から得た情報。
 - ⑤会員等との交渉内容（通話記録を含む）。
2. 会員は、本特約第5条に基づき、当社がJCBに対して前項第1号の会員情報の変更に関する情報を提供することに同意します。
3. 会員は、当社が本カードの入会受付業務を入会申込書記載の販売会社（以下「販売会社」という。）に委託するために、保護措置を講じたうえで会員情報を当該販売会社に提供することに同意します。
4. 会員は、前項のほか、当社が当社の事務（コンピュータ事務、会員の管理、会員からの問合せ対応等の一切の事務）を第三者に業務委託する場合に、保護措置を講じたうえで会員情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

第10条 会員情報の利用

会員は、当社が前条の目的以外に、次の各号の目的のために会員情報を利用することに同意します。

- ①当社の商品等について、宣伝印刷物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内すること。
- ②当社の商品等に関する市場調査、商品の企画・開発を行うこと。
- ③当社の商品等の企画・開発又はお客様満足度向上策等を検討するためのアンケート調

査を行うこと。

- ④当社が提携する企業等から委託を受けて、当該企業等の商品、サービス等についての宣伝印刷物等を送付すること。

第 11 条 会員情報の提供、利用

1. 会員は、当社が会員情報の保護措置を講じたうえで、当社と会員情報の提供に関する契約を締結した次の各号の会社（以下「提供先」という。）に対して、当該各号に定める目的のために、第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の会員情報（但し、カード番号を除く）を提供し、当該提供先がこれを利用することに同意します。

①日産自動車株式会社

〒220-8686 横浜市西区高島 1-1-1

- イ. 商品、サービス等についての情報を提供する等、日産自動車株式会社の営業に関する案内を行うこと。
- ロ. 商品の企画・開発又はお客様満足度向上策等の検討のため、自動車を購入した動機又は販売会社のお客様対応等について、アンケート調査を実施すること。

②販売会社

- イ. 自動車、保険、携帯電話、その他販売会社において取扱う商品、サービス等、又は各種イベント、キャンペーン等の開催について宣伝印刷物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内すること。
- ロ. 商品開発又はお客様満足度向上策等検討のため、アンケート調査を実施すること。

③株式会社日産カーレンタルソリューション

- イ. レンタカー、その他株式会社日産カーレンタルソリューションにおいて取扱う商品、サービス等、又は各種イベント、キャンペーン等の開催について宣伝印刷物の送付、電話、電子メールの送信等の方法により案内すること。
- ロ. 商品開発又はお客様満足度向上策等を検討すること。また、当該検討のため、アンケート調査を実施すること。

2. 前項に定める会員情報の提供、利用期間は、原則として契約期間中及び退会日から 10 年間とします。

第 12 条 法令等に基づく会員情報の提供

会員は、前条に定めるほか、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合又はそれに準ずる公共の利益のため必要があると当社が判断した場合に、会員情報を公的機関等に提供することに同意します。

第 13 条 会員情報の開示、訂正、削除

1. 会員は、当社及び第 11 条に記載する提供先に対して、自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。但し、その場合、本人であることを証明するため、当社又は提供先が要求する本人確認書類等を提示しなければなりません。

①当社に開示を求める場合には、第 16 条記載の窓口にご連絡して下さい。開示請求手続の詳細については、当社のホームページに掲載しています。

②提供先に開示を求める場合には、提供先に連絡して下さい。

2. 当社が保有する会員情報の内容が万一不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第14条 本特約に不同意の場合

当社は、会員が本特約の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りすることがあります。但し、第10条及び第11条に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることはありません。

第15条 利用、提供中止の申出

1. 第10条及び第11条による同意を得た範囲内で当社が会員情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。但し、付帯サービスの提供等に関する書類及びこれに同封する宣伝印刷物等の書類の送付、並びに第9条及び第12条に基づく利用、提供については、中止の申出はできないものとします。
2. 会員は、前項の中止の申出をしたときは、第10条及び第11条に基づいて提供されるサービス等を受けられないことについて予め了承します。

第16条 会員情報の取扱いに関する当社の問合せ窓口

会員情報の開示、訂正、削除についての会員の会員情報に関する当社に対するお問合せや利用、提供中止、その他のご意見の申出等に関しましては、当社の下記窓口まで文書にてお願いします。

〒261-7114 千葉県美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブウエスト

株式会社日産フィナンシャルサービス コンプライアンス統括部

ホームページアドレス：<https://www.nissan-fs.co.jp>

(会員情報管理責任者は、コンプライアンス統括部担当役員です)

第17条 契約が不成立の場合及び退会後の会員情報の利用

1. 当社又はJCBが入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、申込事実の確認のため、契約不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 当社は、退会の申出又は会員資格の喪失後も第9条及び開示請求等に必要範囲で、法令等又は当社が定める所定の期間、会員情報を保有し、利用します。

第18条 本特約の変更

当社は、法令に定める手続により本特約を変更できるものとし、本特約を変更した後は、当該変更後の本特約が適用されるものとします。